

森林計画関係資料取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域森林計画の樹立・変更に伴い作成した森林簿、森林計画図、公共測量の測量成果である森林基本図、宮城県森林クラウドシステムで出力される帳票の取扱いについて、森林法（昭和26年法律第249号）、測量法（昭和24年法律第188号）、個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57条。以下「個人情報保護法」という。）及び森林経営計画認定等実施要領（平成24年4月2日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 前項のほか、森林簿及び森林計画図の取扱いについては、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け農林水産事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）に配慮するものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林簿 県内の民有林について、森林計画図に記載された林小班単位で森林資源情報を記載した帳票。
- (2) 森林計画図 森林基本図上に樹種、林齢、施業上の取扱等による区画等（林小班）を記載した図面。
- (3) 森林基本図 空中写真をもとに県が作成した縮尺5,000分の1の地形図。
- (4) 森林クラウドシステム 宮城県が導入した宮城県森林クラウドシステム。
- (5) 個人情報を含まない森林簿 森林簿の記載項目のうち、森林所有者名及び森林所有者の住所を削除した帳票。

(森林計画資料の配備等)

第3 水産林政部林業振興課長（以下「課長」という。）は、事務次官通知により、森林簿及び森林計画図を次のとおり備え置き、閲覧に供するものとする。

	県		市町村
	林業振興課	各地方振興事務所及び地域事務所	
森林簿	全県分	所管区域分	所管区域分
森林計画図	全県分	所管区域分	

(市町村に配備した森林計画資料の利用)

第3の2 市町村長は、市町村森林整備計画の樹立のほか、森林所有者又は森林所有者

から森林の経営の委託を受けたものの森林経営計画の作成の援助、森林経営管理権に基づく森林経営管理権集積計画の作成、林地台帳の更新、その他森林・林業行政に係る計画及び資料の作成に供するため、配備された森林計画図及び森林簿を利用することができる。

(県及び市町村における森林簿の個人情報の取扱い)

第4 県の機関に備え置く森林簿の個人情報は、個人情報保護法に基づき取扱うものとする。

- 2 市町村に備え置く森林簿の個人情報は、市町村が個人情報保護に関する条例等を定めている場合は、これにより取扱うこととするが、市町村が個人情報保護に関する条例等を定めていない場合は、県に準じた取扱いをするものとする。

(個人情報を含まない森林簿の閲覧及び写しの交付の申請)

第5 個人情報を含まない森林簿は、何人にも閲覧させ又は写しを交付することができる。

- 2 個人情報を含まない森林簿の閲覧及び写しの交付を受けようとする者は、個人情報を含まない森林簿閲覧等申請書(様式第1号)を課長又は地方振興事務所長若しくは地域事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。
- 3 課長又は所長は、個人情報を含まない森林簿閲覧等申請書の提出があった場合は、森林クラウドシステムの保護機能等を活用し、森林簿のうち、森林所有者に係る部分を非開示として閲覧させ、又は交付をするものとする。

なお、仙台地方振興事務所においては、閲覧のみとする。

- 4 課長及び所長は、前項の規定により閲覧させ、又は交付をする場合は、申請者に対して事前に次の事項を説明するものとする。

- (1) 森林簿は、地域森林計画樹立のための基礎資料として作成されたもので個々の森林の面積、現況及び保安林や自然公園の区域等を証明する資料とはならないこと。
- (2) 森林簿を、課税等の財産評価及び係争に係る資料、その他各種証明資料として使用しないこと。

(森林簿の交付)

第6 森林簿は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付することができる。

- (1) 森林組合が使用するとき。
- (2) 林業事業体及使用し、次の各号に該当するとき。
 - ア 使用目的が、森林経営計画の作成又は作成支援のためであること。
 - イ 交付範囲は、一つの森林経営計画作成又は作成支援の対象林班に限ること。
なお、その範囲は、林班又は隣接する複数林班であり、一体として整備するこ

とを相当とする森林であること。

ウ 使用期間は、2年以内であること。

エ 申請者が、施業の集約化に取り組む林業事業体であり、次の項目のいずれかに該当すること。

(ア) 国又は県で実施した集約化に係る研修の修了生を雇用している林業事業体

(イ) 集約化実施計画を作成している林業事業体

(ウ) 森林経営計画を作成又は作成支援した実績がある林業事業体

(3) 申請者が、個人情報保護に係る内部規定を定めており、個人情報保護の遵守体制が確立されていること。

2 前項第1号により森林簿の交付を受けようとする者は、森林組合が使用する森林簿の交付申請書(様式第2号)を、前項第2号により森林簿の交付を受けようとする者は、森林経営計画作成に取り組む林業事業体が使用する森林簿の交付申請書(様式第3号)及び個人情報の取扱いに係る誓約書(様式第8号)(以下「森林簿交付申請書等」という。)を課長又は所長に提出しなければならない。

3 課長又は所長は、森林簿交付申請書等の提出があった場合は、第6の2に掲げる事項のほか個人情報保護法に基づく取扱いを遵守する体制にあることを確認の上、森林簿を交付するものとする。

交付に当たって、紙で交付する場合はコピー防止用紙を使用する等のコピー防止対策を行うこととし、電子媒体で交付する場合は、パスワードを設定する等、個人情報の保護に留意することとする。

4 前項により森林簿の交付を受けた第1項第2号に該当する林業事業体は、申請書に記載した使用期間終了後60日以内に、結果報告書(様式第9号)を、課長又は所長に提出しなければならない。また、現地調査等の結果、森林簿と現況が異なることを確認した場合は、森林所有者の同意を得た上で、課長又は所長へ情報提供を行うこととする。

5 課長又は所長は、第3項により、第1項第2号に該当する林業事業体に森林簿を交付した場合は、整理簿(様式第10号)に交付状況を記載したものを備え付け、所長は、毎年4月末日までに課長に整理簿の写しを提出することとする。

(森林組合及び林業事業体における森林簿の個人情報の取扱い)

第6の2 第6第3項により森林簿の交付を受けた森林組合及び森林経営計画作成に取り組む林業事業体は、使用期間が終了した後は、交付された森林簿を速やかに、課長又は所長へ返却しなければならない。

2 課長又は所長は、森林簿の交付を受けた林業事業体に対して、定期的に調査等を行い、管理状況等を確認することとする。

3 課長は、前項の調査等の結果、森林簿の交付を受けた林業事業体において個人情報

の取り扱いが不適切であることが確認された場合は、林業事業体名、代表者名、住所及び不適切と認められた内容を県のウェブサイト上で公表するものとする。

(森林計画図の写しの交付等)

第7 森林計画図は、何人にもその写しを交付することができる。

- 2 森林計画図の写しの交付を受けようとする者は、森林計画図の写しの交付申請書(様式第4号)を課長又は所長に提出しなければならない。
- 3 課長又は所長(仙台地方振興事務所長を除く。)は、森林計画図の写しの交付申込書の提出があった場合は、森林クラウドシステムから森林計画図を出力の上、交付するものとする。ただし、A0判の森林計画図の写しについては、課長が交付するものとする。

(森林基本図の複製)

第8 知事は、測量法第43条の規定により森林基本図(公共測量成果)の複製承認申請書(様式第5号)の提出があった場合は、複製しようとする者が森林基本図をそのまま複製して、専ら営利目的で販売する場合を除き、複製を承認するものとする。

(森林簿・森林計画図等の電子データの交付)

第9 別表第1に掲げる電子データ(以下「森林簿・森林計画図等データ」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付することができる。

- (1) 林業経営又は森林・林業に関する事業のため使用する場合
 - (2) 国又は地方公共団体が行政事務のため使用する場合
 - (3) 大学等研究機関が学術研究を目的として使用する場合
 - (4) その他知事が必要と認める場合
- 2 森林簿・森林計画図等データの交付を受けようとする者は、森林簿・森林計画図等データ交付申請書(様式第6号)を課長又は所長に提出しなければならない。
- 3 課長又は所長は、森林簿・森林計画図等データ交付申請書の提出があった場合は、森林クラウドシステムから森林簿・森林計画図等データを出力の上、交付するものとする。

(帳票の交付)

第10 別表第2に掲げる帳票(以下「帳票」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付することができる。

- (1) 林業経営又は森林・林業に関する事業のため使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が行政事務のため使用する場合
- (3) 大学等研究機関が学術研究を目的として使用する場合

- (4) その他知事が必要と認める場合
- 2 帳票の交付を受けようとする者は、帳票交付申請書（様式第7号）課長又は所長に提出しなければならない。
 - 3 課長又は所長は、帳票交付申請書の提出があった場合は、森林クラウドシステムから帳票を出力の上、交付するものとする。

（資料の閲覧等に係る経費）

第11 資料の提供及び交付等に要する経費については、次のとおりとする。

- (1) 第5による個人情報を含まない森林簿の交付、第6による森林簿の交付、第9による帳票の出力については、実費とする。また、第10による森林簿・森林計画図等データの交付に係る経費については、出力に掛かる経費を含め実費とする。ただし、国又は地方公共団体からの申請にあっては、無償とする。
- (2) 第7による森林計画図の写しの交付及び第8による森林基本図の複製に係る経費については、実費とする。

（電子情報処理組織による手続等）

第12 この要領に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により、この要綱に定める手続を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年宮城県規則第77号）の規定の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年8月11日から施行する。
- 2 宮城県地域森林計画資料取扱要領（平成13年1月4日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。

別表 1 (要領第 9 関係)

データ	データ形式	交付対象	データ範囲
森林簿 CSV データ	CSV 形式	国	全県分
		市町村	当該市町村分
		森林組合	当該森林組合が定款で定める事業地区分
		森林整備法人	全県分 ただし、当該森林整備法人が所有する森林以外は、第 6 の規定を準用し県が承認した区域を除き、個人情報を含まないものとする。
個人情報を含まない森林簿 CSV データ	CSV 形式	(制限なし)	全県分
森林計画図区画データ (林小班のポリゴンデータ)	Shape 形式	(制限なし)	全県分

別表 2 (第 10 関係)

帳票	内容	交付形式
森林資源構成表	人工林・天然林別、育成単層林、複層林別、針葉樹・広葉樹別、齢級別（1 から 21 齢級）の面積、材積、成長量を表示したもの	紙、PDF 又は Excel
樹種別森林資源構成表	樹種別（スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等）、齢級別（1 から 21 齢級）の面積、材積、成長量を表示したもの	紙、PDF 又は Excel
市町村別森林資源表	人工林・天然林別、単層林・複層林別、針葉樹・広葉樹別の面積・材積を市町村ごとに表示したもの	紙、PDF 又は Excel
市町村別樹種別森林資源表	人工林・天然林別、単層林・複層林別、針葉樹・広葉樹別及び樹種別の面積・材積を市町村ごとに表示したもの。	紙、PDF 又は Excel
所有形態別森林資源表	人工林・天然林別、単層林・複層林別に所有形態（県有、市町村有、財産区有、私有）ごとに面積・材積を表示したもの	紙、PDF 又は Excel
各種主題図	システム等の主題図作成機能及び検索機能を用いて着色した地図（サイズは最大で A3 判）	紙、PDF 又は PDF

様式第1号（要領第5関係）

個人情報を含まない森林簿閲覧等申請書

年 月 日

宮城県水産林政部林業振興課長 } 殿
地方振興事務所及び地域事務所長 }

申請者 住 所
氏 名
電話番号

森林計画資料取扱要領第5の規定により、下記使用条件を承諾し、個人情報を含まない森林簿の閲覧等を申請します。

記

1 閲覧等の理由

2 閲覧等の種類（該当するものに○印）

① 閲覧 ② 写しの交付

3 出力形式（交付の場合、該当するものに○印）

① 紙 ② エクセル形式データ ③ PDF形式データ

4 閲覧等箇所（市町村名及び林小班番号）

5 使用条件

- (1) 森林簿は、地域森林計画樹立のための基礎資料として作成されたもので、個々の森林の面積及び現況等を証明する資料とはならないこと。また、保安林や自然公園等の区域については、最新情報と一致していない場合もあるため、担当部局に確認すること。
- (2) 森林簿を、課税等の財産評価及び係争に係る資料その他各種証明資料として使用しないこと。

様式第2号（要領第6関係）

森林組合が使用する森林簿の交付申請書

年 月 日

宮城県水産林政部林業振興課長 } 殿
地方振興事務所及び地域事務所長 }

申請者 住 所
氏 名
電話番号

森林計画資料取扱要領第6の規定により、下記使用条件を承諾し、森林簿の交付を申請します。

記

- 1 交付を申請する森林簿の範囲（市町村名及び林班番号等）
- 2 出力形式（該当するものに○印）
① 紙 ② エクセル形式データ ③ PDF形式データ
- 3 添付資料
個人情報保護規定の写し
- 4 使用条件
(1) 森林簿は、地域森林計画樹立のための基礎資料として作成されたもので、森林（土地及び立木）の所在、面積、所有者及び現況等を証明する資料とはなりません。また、保安林や自然公園等の区域については、最新情報と一致していない場合もあるため、担当部局に確認願います。
(2) 森林簿は、課税等の財産評価及び係争に係る資料その他各種証明資料として使用してはいけません。

様式第3号（要領第6関係）

森林経営計画作成に取り組む林業事業者が使用する森林簿の交付申請書

年 月 日

宮城県水産林政部林業振興課長 } 殿
地方振興事務所及び地域事務所長 }

申請者 住 所
氏 名
電話番号

森林計画資料取扱要領第6の規定により、下記使用条件を承諾し、添付書類を添えて森林簿の交付を申請します。

記

1 使用目的

森林経営計画の作成のため。

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 使用期間は2年以内とする。

3 出力形式（該当するものに○印）

① 紙 ② エクセル形式データ ③ PDF形式データ

4 交付を申請する森林簿の範囲（市町村名及び林班番号）

※一つの森林経営計画の作成又は作成支援対象とする林班（林班又は隣接する複数林班であり、一体として整備することを相当とする森林であること。）に限る。

5 個人情報取扱主任職氏名

6 添付資料

(1) 施業の集約化に取り組んでいる林業事業者であることが確認できる書類。（次に掲げるいずれかの書類を添付すること。）

ア 国又は県で実施した集約化に係る研修の修了証の写し及び該当修了生が、申請者に雇用されていることを確認できる書類。

イ 集約化実施計画の承認書写し。

ウ 森林経営計画を作成又は作成支援した実績が確認できる書類。

(2) 個人情報保護に係る内部規定の写し

(3) 個人情報の取扱いに係る誓約書（様式第8号）

(4) 森林経営計画作成又は作成支援予定区域の図面

7 使用条件

- (1) 交付された森林簿は、宮城県が森林の状況を把握するために聞き取り等により作成したものであり、現地や登記簿等と一致しない場合があること。また、保安林や自然公園等の区域については、最新情報と一致していない場合もあるため、担当部局に確認すること。
- (2) 交付された森林簿は、森林経営計画の作成及び作成支援にのみ使用すること。
- (3) 交付された森林簿の複製及び外部への提供等は、一切行わないこと。
- (4) 使用期間終了後 60 日以内に、使用結果報告書（様式第 9 号）を林業振興課長又は地方振興事務所長若しくは地域事務所長に提出すること。また、その際、交付された森林簿を返却すること。
- (5) 現地調査等の結果、交付された森林簿と現況が異なることを確認した場合は、森林所有者の同意を得た上で、林業振興課長又は地方振興事務所長若しくは地域事務所長へ情報提供すること。
- (6) 交付された森林簿及び得られた個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る誓約書（様式第 8 号）の記載事項を遵守すること。

様式第4号（要領第7関係）

森林計画図の写しの交付申請書

年 月 日

宮城県水産林政部林業振興課長 } 殿
地方振興事務所及び地域事務所長 }

申請者 住 所
氏 名
電話番号

森林計画関係資料取扱要領第7の規定により、森林計画図の写しの交付を申請します。

記

- 1 交付を申請する森林計画図の範囲（市町村名及び林班番号等）及び部数

- 2 出力形式
① 紙 ② エクセル形式データ ③ PDF形式データ

- 3 用紙サイズ
① A4 ② A3 ③ A0

- 4 用紙の向き
① 縦 ② 横

- 5 写しの種類
① カラー ② コピー（白焼き）

- 6 （A0版の場合）図面の折りの有無
① 折り必要 ② 折り不要

- 7 受け取り方法
① 郵送
② 県庁で受け取る
③ 電子メール（エクセル形式データ又はPDF形式データの場合のみ）

注意事項

写しの作成、郵送及び折りに係る経費は、申請者の負担となります。

様式第5号（要領第8関係）

森林基本図（公共測量成果）複製承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

測量法第43条及び森林計画関係資料取扱要領第8の規定により、森林基本図の複製を承認
願います。

記

- 1 市町村名、図面番号及び部数
- 2 複製の目的
- 3 複製の種類
① コピー（白焼き） ② 第二原図
- 4 図面の折りの有無
① 折り必要 ② 折り不要
- 5 受け取り方法
① 郵送 ② 県庁で受け取る

注意事項

写しの作成、郵送及び折りに係る経費は、申請者の負担となります。

様式第6号（要領第9関係）

森林簿・森林計画図データ交付申請書

年 月 日

宮城県水産林政部林業振興課長 } 殿
地方振興事務所及び地域事務所長 }

申請者 住 所
氏 名
電話番号

森林計画資料取扱要領第9の規定により、下記使用条件を承諾し、森林簿・森林計画図データの交付を申請します。

記

1 使用目的

2 データの種類・範囲
別紙のとおり

- 3 （森林簿 CSV データを申請する場合）添付書類
- （森林組合の場合）定款の写し
 - （森林整備法人の場合）個人情報の取扱いに係る誓約書（様式第8号）

4 使用条件

- (1) 森林簿は、地域森林計画樹立のための基礎資料として作成されたもので、森林（土地及び立木）の所在、面積、所有者及び現況等を証明する資料とはなりません。また、保安林や自然公園等の区域については、最新情報と一致していない場合もあるため、担当部局に確認願います。
- (2) 森林簿は、課税等の財産評価及び係争に係る資料その他各種証明資料として使用してはいけません。
- (3) 交付されたデータは、宮城県が森林の状況を把握するために聞き取り等により作成したものであり、現地や登記簿等と一致しない場合があること。また、地域森林計画区域に該当するかは、森林計画図と照合すること。
- (4) 区画データ（ポリゴンデータ）の著作権は宮城県に帰属すること。
- (5) 使用目的以外に使用しないこと。
- (6) 交付されたデータを取り扱う者を、担当者に限定するとともに、データの散逸を防止すること。また、データ管理者を定め適切に管理すること。
- (7) 交付されたデータの複製及び外部への提供は一切行わないこと。

様式第6号 別紙

帳票	出力対象 (該当箇所○印)	出力条件等 (出力対象市町村区域等)
森林簿 CSV データ		
個人情報を含まない森林簿 CSV データ		
森林計画図区画データ (林小班のポリゴンデータ)		

※ 森林簿 CSV データに係る、交付対象及びデータ範囲は次のとおり。

国 : 全県分。

市町村 : 当該市町村分

森林組合 : 当該森林組合が定款で定める事業地区分

森林整備法人 : 全県分。ただし、当該森林整備法人が所有する森林以外は、第6の規定を準用し県が承認した区域を除き、個人情報を含まないものとする。

様式第7号（要領第10関係）

帳票交付申請書

年 月 日

宮城県水産林政部林業振興課長 } 殿
地方振興事務所及び地域事務所長 }

申請者 住 所
氏 名
電話番号

森林計画資料取扱要領第10の規定により、下記使用条件を承諾し、帳票の交付を申請します。

記

1 使用目的

2 帳票の種類・範囲
別紙のとおり

3 使用条件

- (1) 帳票は、地域森林計画樹立のための基礎資料として作成されたもので、個々の森林の面積及び現況等を証明する資料とはならないこと。
- (2) 帳票を、課税等の財産評価及び係争に係る資料その他各種証明資料として使用しないこと。

様式第7号 別紙

帳票等	出力対象 (該当箇所に○印)	出力条件等 (出力対象市町村区域等)
森林資源構成表		
樹種別森林資源構成表		
市町村別森林資源表		
市町村別樹種別森林資源表		
各種主題図		
所有形態別森林資源表		

様式第8号（要領第6第2項関係）

個人情報の取扱いに係る誓約書

交付された森林簿の取扱いについて、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 県で公表する林業事業体名簿に登録し、経営等情報を県の管理するホームページ上で公開します。
- 2 個人情報管理について、申請書に添付した個人情報保護に係る内部規定を厳守します。
- 3 交付された森林簿及び得られた個人情報は、森林経営計画の作成及び作成支援においてのみ使用します。
- 4 交付された森林簿の複製は行いません。
- 5 交付された森林簿及び得られた個人情報を外部に提供しません。
- 6 交付された森林簿及び得られた個人情報を管理するため、個人情報取扱主任を定めます。
- 7 個人情報取扱主任は、交付された森林簿及び得られた個人情報の紛失、漏洩、盗難等がないよう、厳重に保管、管理します。
- 8 交付された森林簿及び得られた個人情報により、苦情や情報漏洩等による損害が発生した際は、自己の責任において対応します。
- 9 宮城県職員から個人情報の管理について、検査や資料を求められた際には、承諾し、これに対応します。また、宮城県職員から、交付した森林簿の返還、使用の中止を求められた場合は、速やかに使用を中止し、返還します。
- 10 交付された森林簿は、使用期間終了後は、県へ返却します。
- 11 宮城県職員の調査等の結果、個人情報の取り扱いが不適切であることが確認された場合は、県が、県の管理するホームページ上で林業事業体名、代表者名、住所及び不適切と認められた内容等を公表する措置をとることを承知します。

宮城県水産林政部林業振興課長 } 殿
地方振興事務所及び地域事務所長 }

年 月 日

住所又は所在地
名称及び代表者名

様式第9号（要領第6第4項関係）

森林簿使用結果報告書

年 月 日

宮城県水産林政部林業振興課長 } 殿
 地方振興事務所及び地域事務所長 }

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

年 月 日付けで交付のありました森林簿の使用結果について、森林計画関係資料取扱要領第6第4項の規定により、報告します。また、提供を受けた森林簿を別添のとおり返却します。

記

1 交付された森林簿の使用状況

対象市町村	交付を受けた箇所 (林班番号)	使用終了年月日	交付形式	備考
			<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> エクセル形式データ <input type="checkbox"/> PDF形式データ	

2 森林経営計画の作成状況

対象市町村	認定番号及び計画区域 (林班)	面積 (ha)	認定者	認定年月日	計画期間
	認定番号 【 】 対象林班				年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 森林経営計画認定書の写し
- (2) 交付を受けた森林簿

4 その他

やむを得ず森林経営計画を作成できなかった場合は、活動内容及び回数並びに作成できなかった理由を記載すること。

様式第 10 号 (要領第 6 第 5 項関係)

森林経営計画作成に取り組む林業事業者に対する森林簿交付状況整理簿

交付年月日	交付対象者 (名称、住所 及び電話番号)	個人情報 取扱主任 職・氏名	交付範囲 (旧市町村及 び林班番号)	交付形式	使用期間	返却期限	返却確認	備考
				<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> エクセル形式データ <input type="checkbox"/> PDF 形式データ	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	
				<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> エクセル形式データ <input type="checkbox"/> PDF 形式データ	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	
				<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> エクセル形式データ <input type="checkbox"/> PDF 形式データ	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	
				<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> エクセル形式データ <input type="checkbox"/> PDF 形式データ	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	